



※国土交通省「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」で推奨

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,302	
合計	1,302	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

国：国土交通省は、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定し、自動車運送事業者における運転手の脳健診受診等を促進。

(2) 後年度の財政負担

事業者の取組を促進するには、継続した支援が必要。

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	脳健診受診促進事業費補助金
補助事業者（団体）	タクシー事業者、バス事業者 （理由）事業者に「運転者の疾病運転防止の措置」が義務付けられているため。
補助事業の概要	（目的）事業者における運転手の脳健診受診を促進。 （内容）公共交通の事業者が自社の運転手の健康管理のための脳健診の受診事業に対して、補助する。
補助率・補助単価等	<u>定額</u> ・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）受診者1人当たり5,000円上限
補助効果	脳血管疾患による健康起因事故の防止
終期の設定	終期令和4年度 （理由）事業開始から3年以上経過。

(事業目標)

- ・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか  
事業者における運転手の脳健診受診を促し、健康起因事故を抑止する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H31)	R2年度 実績	R3年度 目標	終期目標 (R4)	
				達成率	
① 補助事業による脳 健診受診者数	/	3	215	260	0.0%

	H30年度	R元年度	R2年度
補助金交付実績	/ 千円	/ 千円	15千円

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	年度開始時(5/25)に補助対象事業者に対し、メールや郵送にて制度の周知を行った。また、その後も随時、同様の手段にて制度の周知を実施。
	指標① 目標：415 実績：3 達成率：0.0%
令和3年度	
	指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%
令和4年度	
	指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)  <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	自動車運送事業は、利用者の生命を預かるため、一旦事故が起これると大惨事になるおそれがあり、その安全確保は極めて重要であることから、経営が厳しく運転者に高額な脳ドック等の健診を十分に受けさせることのできない小規模事業者の負担軽減のための支援が必要である。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)  <small>3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり)                  2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成)                  1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%)                  0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</small></p>	
(評価) 0	新型コロナウイルスの影響により事業者の経営状況が悪化したこと等を理由に、脳健診受診料の負担を見送る事業者が増加したため、当初の見込みより申請者数が大幅に減少している。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)  <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	補助対象事業者に対して、折に触れ制度の周知を行っている。

(今後の課題)

<p>近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の発生件数が増加しており、その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、事業用自動車の運転者に関する脳血管疾患対策が必要となっている。</p>
---

(次年度の方向性)

<p>・事業者の取組を促進するには、継続した支援が必要。</p>
----------------------------------

